

広島県がん対策推進条例の概要

制定の背景

- がんは、昭和 54 年以降、本県における死亡原因の第 1 位という状況が続いており、誰もが罹患する可能性のある疾病であり、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている。
- がん対策推進計画に基づき様々な施策を展開し、一定の成果があがっているが、がん対策の重要性に関する県民の理解浸透は十分ではなく、がん患者やその家族を社会全体で支える取組も重要な課題となっている。
- このため、行政や関係者が適切な役割分担の下に相互に協力し、県民総ぐるみとなってがん対策を推進し、県民が安心して暮らせる社会の実現を図るため、条例を制定する。

条例の概要

目的

- がん対策に関する県の責務及び関係者の役割を明らかにし、施策の基本となる事項及び受動喫煙を防止するための措置を定めることにより、がん対策を総合的に推進し、県民が心身ともに健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を図る。

基本理念

- がん対策は、がん患者等をはじめとする県民の意見が十分に尊重されつつ推進されなければならない。
- がん対策は、県、市町、県民、保健医療福祉関係者及び事業者の適切な役割分担及び相互の協力の下に推進されなければならない。

県の責務

- がん対策関係者と連携を図りながら、総合的な施策を策定し、実施する。

市町との連携

- 県は、市町ががん対策に関する施策を実施するときは、必要と認める協力を行う。

県民の役割

- がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努める。

保健医療福祉関係者の役割

- がんの予防及び早期発見の推進、質の高いがん医療及びがんに関する情報の提供、がん患者等に対する相談その他必要な支援に努める。

事業者の役割

- がんの予防、早期発見できる環境整備に努める。
- 従業員が働きながら、治療を受けられるなどの環境整備に努める。

財政上の措置

- 県は、必要な財政上の措置を講じるよう努める。

がん対策に関する基本的施策

- がんの予防の推進
 - ・がん予防に関する普及啓発、受動喫煙防止等
- がんの早期発見の推進
 - ・がん検診の受診率及び質の向上等
- がん医療の水準の向上
 - ・がん診療連携拠点病院の機能強化等
- 緩和ケアの充実
 - ・がんと診断された時からの緩和ケアの提供等
- 在宅医療の推進
 - ・がん患者等の希望に応じた在宅医療の提供等
- 肝がん予防対策の推進
 - ・肝炎検査の受検率の向上等
- 小児がん対策の推進
 - ・小児がんに関する情報提供の促進等
- 情報提供及び相談体制の充実等
 - ・がん対策に関する正確かつ適切な情報提供
 - ・がん患者等に対する相談体制の充実等
- がんに関する教育の推進
 - ・児童及び生徒のがんに関する知識の習得等
- 就労の支援
 - ・仕事と治療の両立促進を図る事業者への啓発等
- がん登録の推進
 - ・がん登録の適切な実施、情報の有効活用
- がん対策推進計画
 - ・計画を策定、変更する際は条例の趣旨を尊重

広島県がん対策推進委員会

- 知事の附属機関として広島県がん対策推進委員会を置くこととし、組織及び運営について定める。
- <調査審議事項：がん対策推進計画の策定又は変更、がん対策に関する総合的な施策及び重要事項>

受動喫煙防止対策

- 敷地内における受動喫煙の防止
 - ・敷地内受動喫煙防止施設に立ち入るものは、当該施設で喫煙してはならない。
 - ・管理者は、その施設に灰皿を設置してはならない。
- 屋外における受動喫煙の防止
 - ・屋外受動喫煙防止施設に立ち入る者は、当該区域で喫煙しないよう努めなければならない
 - ・管理者は、その施設に灰皿を置く場合は受動喫煙防止に特別の配慮をするよう努めなければならない。

施行期日

- 公布の日。（受動喫煙防止に係る改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。）

受動喫煙防止対策について

◆受動喫煙防止規定改正のポイント

「健康増進法の一部を改正する法律（以下、改正法という。）」は、条例よりも受動喫煙を厳しく規制することから、改正法を原則とする。ただし、大人に比べて、たばこの煙の有害物質の影響を受けやすく、自らの意志で受動喫煙を避けることが難しい子供を受動喫煙から守る観点から、上乘せの規制を行う。

- (1) 子供が主たる利用者である学校(幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校等)及び児童福祉施設等での屋外の喫煙場所の設置を不可とし、敷地内完全禁煙とする。[義務規定]
- (2) 子供の利用が想定される屋外区域(遊具のある公園, 学校等付近の公道等)での禁煙分煙対策を継続する。[努力義務]
- (3) 総ぐるみで取り組むこととし、強制力を伴わない(罰則なし)とする。

◆受動喫煙防止対策に係る対象施設と法律及び条例による規制内容の概要 (2020年4月～※1)

法区分	施設の種類(施設例)	規制内容 (下線部分は県条例による規制)	義務付け
第一種施設	○学校(幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校) ○高等専門学校 ○専修学校(専門課程を置くものを除く) ○児童福祉施設 等	○敷地内禁煙 (<u>屋外に喫煙場所の設置不可</u>)	義務
	○官公庁施設(県庁, 市役所等) ○医療施設(病院, 診療所, 保険薬局等) ○大学 等	○敷地内禁煙 (<u>屋外に喫煙場所の設置可※2</u>)	義務
第二種施設	○事務所, 工場 ○運動施設(体育館・ボート場等運動施設) ○高齢者・障害者施設(老人ホーム等) ○博物館等(博物館, 遊園地等) ○金融機関等(銀行等) ○劇場等(劇場, 興行場, 集会場, 展示場, 斎場等) ○交通機関乗降・待合(JR駅, バス待合所等) ○風俗営業を営む施設 ○物品販売店舗 ○ホテル, 旅館 ○理容所, 美容所, 公衆浴場 ○国会, 裁判所 ○飲食店 等 ※個人の自宅やホテル等の客室など, 人の居住の用に供する場所は適用除外	○原則屋内禁煙 (喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)	義務
	【経過措置】 ○既存(2020年4月1日以前に開店)の経営規模の小さな飲食店 ・個人又は中小企業が経営 ・客席面積100㎡以下	○喫煙可能な場所である旨を掲示することにより, 店内で喫煙可能(喫煙可能部分には, 客・従業員ともに20歳未満は立入禁止)	義務
施設喫煙目的	○喫煙を主目的とする施設 ・喫煙を主目的とするバースナック等 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店, 公衆喫煙所	○施設内で喫煙可能	—
—	○遊具のある公園, 停留所, 横断歩道 ○公道(学校, 児童福祉施設, 遊具のある公園, 停留所, 横断歩道の付近のもの)	○区域で喫煙しない (<u>灰皿の周辺は除く※3</u>)	努力義務

※1 法区分の「第一種施設」については、2019年7月から敷地内禁煙(屋外に喫煙場所の設置可)の法規制後、2020年4月から県条例による下線部の規制を追加する。

※2 屋外に受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所の設置可

※3 灰皿を設ける場合は子供の受動喫煙場所に配慮